

運営規定

夜間訪問介護ステーション La Vie

(事業の目的)

第1条 株式会社 La Vie Plus が設置する夜間訪問介護ステーション La Vie (以下「事業所」という。)において実施する夜間対応型訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(夜間対応型訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、中津市、居宅介護支援事業者、中津市地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年4月1日厚生労働省令第34号)、中津市条例に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 夜間訪問介護ステーション La Vie

(2) 所在地 大分県中津市上宮永友ノ町 13 番地 4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤 1 名) (非常勤 0 名)

- ・従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定夜間対応型訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- ・指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。
- ・指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(2) オペレーター 8 名以上

- ・随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画を踏まえ、オペレーションセンター等からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- ・業務の状況により、増員することができるものとする。

(3) 面接相談員 1 名 (常勤 1 名)

- ・利用者の面接及び 1 箇月ないし 3 箇月に 1 回程度の利用者の居宅への訪問を行い、利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- ・業務の状況により、増員することができるものとする。

(4) 指定夜間対応型訪問介護従業者 10 名以上

- ・定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心して在宅生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- ・指定夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行うなどの適切な措置を講ずるものとする。
- ・指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- ・業務の状況により、増員することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日 (ただし、管理者、面接相談員は土曜日、日曜日、祝祭日・年末年始・夏季・冬季休暇(2ヶ月前に公表)を休業とする。)
- (2) 営業時間 午後6時00分から午前8時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午後6時00分から午前8時00分までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定夜間対応型訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画の作成
- (2) サービスの内容
 - ①排泄・食事介助・水分補給
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助
 - ⑤その他の必要な介護

(指定夜間対応型訪問介護の利用料等)

第8条 指定夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 指定夜間対応型訪問介護定期巡回サービスの提供にあたり急なキャンセルが発生した場合、ご利用の24時間前までに連絡がなかったときは当日の利用料金の10%(自己負担相当額)を徴収する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、実費として次の額を徴収する。
 - (1) 一律 200円
- 4 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の

支払いを受けたときは、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、中津市（旧中津市）とする。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、中津市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 指定夜間対応型訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により中津市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は中津市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び中津市が行う調査に協力するとともに、中津市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

る。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及び家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 新規採用時の研修実施

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを中津市に通報するものとする。

(合鍵の管理方法に関する事項)

第15条 事業所は、事業の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うものとする。

<鍵をお預かりする場合>

予め契約時にマスターキー（事業所控え）をお預かりし、コピーキー（訪問介護員持参分）を何本用意するかを決定する。利用者負担で作成し、ご用意していただきます。

※ 利用者様からお預かりした鍵（マスターキー）は、事業所用の控えとして保管する

<鍵を紛失した場合>

万一マスターキー、コピーキーのどれかを紛失した時は直ちに利用者様に連絡し、その後の処置一切を利用者様の指示通り取り運ぶ。

<鍵を返却する場合>

サービス提供において鍵をお預かりする必要がなくなった場合は、速やかに利用者様に返却する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上の事業所内研修及び事業所外研修を実施

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定夜間対応型訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 La Vie 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年12月1日から施行する